



【当院の規定】

(受精卵(胚)・卵子・精子・精巣組織凍結保存)

以下 12 項目について同意をいただけない場合、凍結治療を行うことができません。
不明なことや質問事項がありましたら、医師にご確認をお願いします。

保存期間と延長手続きについて

- ①保存期間終了時点で保存延長の手続きをされていない場合には、保存更新の意思がなく凍結保存検体の所有権を放棄したものとみなし、1年間有料での保存の後、廃棄します。
- ②保存期間中に、費用や期間に変更があった場合には、保存期間の更新手続き時から変更した費用や期間が適用されます。配布資料または HP をご参照ください。
- ③凍結保存検体の所有権はご本人にのみ帰属するため、凍結・延長・中止、いずれの場合もご本人の署名が必要となります。

患者様から当院への連絡義務

- ④離婚や事実婚を解消した場合、配偶者が死亡した場合は、1か月以内に当院へ連絡をお願いします。日本産科婦人科学会の会告『胚の凍結保存期間は、夫婦の婚姻の継続期間のみとする』に従い、この胚を治療に用いることができません。所定の書類を提出した後に廃棄します。
※卵子・卵巣組織・精子・精巣組織の所有権はご本人のものとなり、当院とご本人との意思疎通によって、その後の取扱いを判断します。
- ⑤保存中止を希望する場合は、所定の書類に署名し、提出しなければなりません。

凍結融解治療について

- ⑥凍結同意書を提出した後でも、治療前であれば自由に治療同意を取り消すことができます。
- ⑦凍結保存治療は、標準的な治療であり、実験的な新しい治療法や臨床治験ではありません。
- ⑧胚の状態により凍結できない可能性があります。また、凍結融解後の状態によっては移植に使用できず、廃棄となる可能性があります。
- ⑨凍結融解胚移植及び凍結精子を用いた人工授精・顕微授精を希望する場合には、所定の書類に署名し、提出しなければなりません。

その他注意事項

- ⑩治療経過については、個人が特定されない形で当院のデータ管理、学会報告(日本産科婦人科学会への報告は義務となっております)や研究発表に用いられることもあります。
- ⑪未成年者の場合には、保護者の署名が必要となります。
- ⑫不測の事態などにより、やむを得ず当院を閉院することになった場合、凍結保存検体は、JISART 加盟の他施設に委託されます。